

2019年(平成31年)4月17日

保護者 様

明石市立高丘中学校長

地震発生時における措置について

平素は、本校教育にご理解ご協力をいただきまして、ありがとうございます。
地震発生時の対応につきまして、下記のような措置を行いますので、ご協力をお願いします。

記

〔震度4以下の地震が発生したとき〕

○周囲の安全を確認のうえ、通常どおり登校・学習・下校します。

〔震度5弱以上の地震が発生したとき〕

【登校前】

○生徒は、臨時休校となります。

【登校中】

○生徒は、安全に気をつけて一旦学校へ登校します。

【登校後 ～ 下校前】

○生徒は、学校で待機します。

○その後の措置については、基本方針を以下のとおりとし、学校から連絡をします。

〔震度5弱以上での基本方針〕

(小学校・養護学校) 保護者の方に迎えに来ていただき、引き渡します。

(中学校・高等学校) 通学路や自宅の安全を確認したうえで、下校します。

〔連絡〕

- ・すぐメールや本校のホームページで、その後の動きを随時連絡しますので、学校へのお問い合わせにつきましては、緊急時以外お控えください。
- ・災害により連絡がつかない状況が発生した場合、生徒を学校で待機させる場合もあります。
- ・放課後や家庭での生活の中で、地震等の災害が発生した場合の避難先や連絡方法について、保護者とお子さんとの約束事を決めておいてください。
- ・通学路で危険な状態が発生した場合は、学校へご連絡ください。
- ・津波の発生が予想される場合は、高台等に避難してください。生徒が学校にいる場合は、より高台等に避難させる場合があります。